

第 1 6 号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年）3 月 1 3 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保育園・幼稚園課の項中「幼稚園・認定こども園係」を「幼稚園・認可外保育係」に改める。

別表保育園・幼稚園課の項中「幼稚園・認定こども園係」を「幼稚園・認可外保育係」に、「関すると」を「関すること」に改め、同表指導室の項中「

教育事業係	<ol style="list-style-type: none">1 教育事業事務に関すること。2 室所管の各種事業の経理等に関すること。3 教科書事務に関すること。4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関すること。5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。7 教育センター事務に関すること。8 室内他の係に属しないこと。
教職員係	<ol style="list-style-type: none">1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関すること。2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関すること。

	3 区立学校に置く区費教育職員の 任免事務に関すること。
--	---------------------------------

」を「

教育事業係	1 教育事業事務に関すること。 2 室所管の各種事業の経理等に関する こと。 3 教科書事務に関すること。 4 教育センター事務に関するこ と。 5 室内他の係に属しないこと。
教職員係	1 学校職員の身分取扱い等の人事 事務に関すること。 2 臨時的任用教職員及び講師の任 免事務に関すること。 3 区立学校に置く区費教育職員の 任免事務に関すること。 4 区立学校職員（県費負担教職員 を除く。）の公務災害補償に関す ること。 5 区立学校県費負担教職員の給与 等に関すること。 6 区立幼稚園教育職員の給与等 に関すること。

」に、「オリンピック・パラリンピック推進」を「オリンピック・パラリンピック教育推進」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年（2020年）3月13日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

1 改正内容

- (1) 区の組織改正案に則り、保育園・幼稚園課の「幼稚園・認定こども園係」を「幼稚園・認可外保育係」に改称する。
- (2) 指導室の事務分掌の一部を変更する。

2 改正理由

- (1) 「幼稚園・認定こども園係」と「保育支援係」を統合し、一体的に運営するため。
- (2) 「教育事業係」の事務分掌の一部を「教職員係」に移行することで、教職員に関する事務を統一するため。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和2年4月1日

中野区教育委員会事務局処務規則新旧対照表

改正案			現行		
第1条 (略) (事務局の分課等)			第1条 (略) (事務局の分課等)		
第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。			第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。		
子ども・教育政策課 (略)			子ども・教育政策課 (略)		
保育園・幼稚園課			保育園・幼稚園課		
幼児施策調整係			幼児施策調整係		
<u>幼稚園・認可外保育係</u>			<u>幼稚園・認定こども園係</u>		
指導室 (略)			指導室 (略)		
～			～		
子ども特別支援課			子ども特別支援課		
第3条～第18条 (略)			第3条～第18条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表 (第8条、第15条関係)			別表 (第8条、第15条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
子ども・教育政策課	(略)	(略)	子ども・教育政策課	(略)	(略)
保育園・幼稚園課	幼児施策調整係	(略)	保育園・幼稚園課	幼児施策調整係	(略)
	幼稚園・認可外保育係	区立幼稚園の一時預かり事業に関する <u>こと</u> 。		幼稚園・認定こども園係	区立幼稚園の一時預かり事業に関する <u>こと</u> 。
指導室	教育事業係	1 教育事業事務に関する <u>こと</u> 。 2 室所管の各種事業の経理等に関する <u>こと</u> 。 3 教科書事務に関する <u>こと</u> 。 4 教育センター事務に関する	指導室	教育事業係	1 教育事業事務に関する <u>こと</u> 。 2 室所管の各種事業の経理等に関する <u>こと</u> 。 3 教科書事務に関する <u>こと</u> 。 4 区立学校職員(県費負担教職員を除く。)の公務災害補償に関する <u>こと</u> 。 5 区立学校県費負担教職員の給与等に関する <u>こと</u> 。 6 区立幼稚園教育職員の給与等に関する <u>こと</u> 。 7 教育センター事務に関する

		<p>すること。</p> <p>5 室内他の係に属しないこと。</p>
教職員係		<p>1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関する事</p> <p>こと。</p> <p>2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関する事</p> <p>こと。</p> <p>3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関する事</p> <p>こと。</p> <p>4 区立学校職員(県費負担教職員を除く。)の公務災害補償に関する事</p> <p>こと。</p> <p>5 区立学校県費負担教職員の給与等に関する事</p> <p>こと。</p> <p>6 区立幼稚園教育職員の給与等に関する事</p> <p>こと。</p>
指導主事		<p>1～5 (略)</p> <p>6 オリンピック・パラリンピック教育推進に関する事</p> <p>こと。</p>
学校教育課 ～ 子ども特別 支援課	(略)	(略)

		<p>すること。</p> <p>8 室内他の係に属しないこと。</p>
教職員係		<p>1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関する事</p> <p>こと。</p> <p>2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関する事</p> <p>こと。</p> <p>3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関する事</p> <p>こと。</p>
指導主事		<p>1～5 (略)</p> <p>6 オリンピック・パラリンピック推進に関する事</p> <p>こと。</p>
学校教育課 ～ 子ども特別 支援課	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。